

事故情報収集・分析・公表(論点)に関連する議論について

消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について

国民生活審議会消費者安全に関する検討委員会 平成21年6月19日

(事故情報の有効活用のためのシステム - 事故情報分析ネットワークの構築)

事故情報データベース等を通じて収集する消費者事故情報のなかから、死亡・重篤な重大事故情報のほか、軽微な事故情報やヒヤリハット情報であっても拡大可能性、多様性や特異性などを勘案して、要注意な情報を抽出し、追跡調査や原因究明を行うことができる体制として、以下のような構成からなる「事故情報分析ネットワーク」の整備を推進すべきである。

) 要注意情報の抽出

・医療機関ネットワーク

救命救急病院、小児科等、製品や食品に起因する事故情報に頻繁に接している医師、医療機関のなかから、協力者・機関を委嘱し、定期的に要注意情報の提供を受けるとともに、適時、関連する助言を得る。

・アドバイザーボード

医学、衛生学、化学、工学、心理学などの関連分野の専門家や消費者事故対応の経験者等から協力者を委嘱し、要注意情報の取扱い(原因究明・追跡調査の必要性や方法等)について適時助言を得る。

) 原因究明・追跡調査

・原因究明機関ネットワーク

上記プロセスを経て原因究明・追跡調査の必要性を確認したのち、関連する分野の試験研究機関、検査機関、技術士、大学等に対して、速やかに原因究明・追跡調査のための協力を得る体制を整備する。

「生活安心プロジェクト」行政のあり方の総点検～消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて～

国民生活審議会総合企画部会 平成20年3月27日

(警戒態勢発令システムの整備と分析力の強化)

政府は、事故情報データバンクに集約された情報を分析し、必要な場合は、ただちにネットワークに参加している関係機関に対し、新たな事件・事故が起きないか、監視体制に入るように注意喚起をすることができるシステム(警戒態勢発令システム)とそれを担う事故防止センターともいべき機能を整備すべきである。この機能が有効に働くためには、安全性に関わる機能を各分野の専門性の違いに応じ専門的に分析できる人員が不可欠である。あわせてそうした専門的能力を備えた人材を育成する必要がある。また、政府関係機関等には、それぞれ安全情報責任者を配置し、責任者間のネットワーク化を図るべきである。

なお、必要な場合には、当該事故に関係する事業者に対しても注意喚起のための情報を提供するべきである。なお、消費者・生活者から「製品・食品等の事故情報」が統括窓口機関に寄せられた場合は、情報分析専門官が、統一の書式に盛り込まれる項目(品名、製造国、製造元、販売元等)を用いて的確に整理・分析を行うべきである。

また、食品の分野では、食品等事業者には、食品安全にかかる事故を知ったときは、その情報を関係省庁に報告するよう義務付ける、などの法令上の措置を検討すべきである。

(原因究明ネットワークの形成)

専門の見地から可能な限り迅速かつ確実に事故原因を究明することは、消費者にとっても事業者にとっても有益である。このような観点から、被害拡大の可能性がある場合、又は原因究明が難しい製品などにかかる事故の場合には、迅速かつ適切に原因究明が行われるような体制整備が推進されるべきである。原因究明が、必要に応じ、適切な機関で効果的に行われるためには、各分野の専門的な原因究明機関と協力・連携関係(原因究明ネットワーク)を構築することが必要である。

原因究明ネットワークを構成する専門的な機関については、検査設備等を踏まえて専門性を考慮する必要があるが、ネットワークの構成員としては国の機関のほかに国レベルでの公的な検査機関、地方自治体の商品テスト機関や検査機関、民間検査機関、大学の施設などが挙げられる。検査など原因究明の結果について信頼性を確保するためには、国の機関や公的機関が検査を実施することが重要であるとともに、ネットワークに加わる民間検査機関等は、中立・公正で信頼される検査が行えるよう体制整備することが望まれる。

以上